

## 内 容

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人六親福祉会が設置経営する指定介護老人福祉施設（以下「施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

#### (基本方針)

第2条 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とする。

2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護老人福祉施設の提供に努めるものとする。

3 施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村等保険者（以下「保険者」という。）、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

#### (入所定員)

第3条 施設の入所定員は54名とする。

### 第2章 職員及び職務分掌

#### (職員の区分及び定数)

第4条 施設に次の職員を置く。

- |              |       |
|--------------|-------|
| 一 施設長        | 1名    |
| 二 事務員        | 2名以上  |
| 三 生活相談員      | 1名以上  |
| 四 介護職員       | 15名以上 |
| 五 看護職員       | 3名以上  |
| 六 機能訓練指導員    | 1名以上  |
| 七 介護支援専門員    | 1名以上  |
| 八 医師（嘱託）     | 1名    |
| 九 栄養士又は管理栄養士 | 1名以上  |

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定数を超え又はその他の職員を置くことができる。

#### (職務)

第5条 職員の職務分掌は次のとおりとする。

- |           |  |
|-----------|--|
| 一 施設長     | 施設の業務を統括する。施設長に事故あるときは、あらかじめ理事長が定めた職員が施設長の職務を代行する。 |
| 二 事務員     | 施設の庶務及び会計事務に従事する。                                  |
| 三 生活相談員   | 入所者の入退所、生活指導及び処遇の企画立案、実施に関することに従事する。               |
| 四 介護職員    | 入所者の日常生活の介護、指導及び援助業務に従事する。                         |
| 五 看護職員    | 医師の診察補助及び医師の指示を受けて入所者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。           |
| 六 機能訓練指導員 | 入所者の機能回復に必要な計画を行い訓練及び指導に従事する。                      |

## 内 容

### 七 介護支援専門員

要介護者又は要支援者からの相談に応じ、その心身の状況等に応じ適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう市町村居宅サービス事業を行う者、介護保険施設等との連絡調整に従事すると共に、入所者の入退所、入所者の生活指導及び処遇の企画立案、実施に関する業務に従事する。

### 八 医師

入所者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

### 九 管理栄養士

給食管理、入所者の栄養指導に従事する。

(事務分掌)

第6条 職員毎の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

(会議)

第7条 施設の円滑な運営を図るため次の会議を設置する。

- 一 法人全体会議
- 二 スタッフ会議
- 三 特養部会議
- 四 ユニット会議
- 五 給食会議
- 六 その他施設長が必要と認める会議

2 会議の運営に必要な事項は、施設長が別に定める。

## 第3章 入所者に対する指定介護老人福祉施設サービスの内容及び利用料

(利用料等の受領)

第8条 施設は法定代理受領サービスに該当する指定介護老人福祉施設サービスを提供した場合には、入所者から利用料の一部として、当該指定介護老人福祉施設サービスについて厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から当該指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受けるものとする。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護老人福祉施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 施設は前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を入所者から受けることができる。

- 一 食事の提供に要する費用（特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、食費の基準費用額を上限とする）。
- 二 居住に要する費用（特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、食費の基準費用額を上限とする）。
- 三 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用。
- 四 入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用。

### 五 理美容代

六 その他、指定介護老人福祉施設サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの。

4 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当っては、あらかじめ入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得なければならない。

(施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額)

第9条 施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額の決定は、入所者その者が介護認定審査会において審査された要介護認により作成された介護サービス計画に基づいて提供される介護サービスの内容とし、介護報酬は告示上の額と同額の利用料とする。

## 第4章 運営に関する事項

(内容及び手続きの説明及び同意)

第10条 施設は、指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、職員の勤務体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得るものとする。

## 内 容

### (受給資格等の確認)

- 2 施設は、正当な理由なく指定介護老人福祉施設サービスの提供を拒んではならない。
- 3 施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。
- 4 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努める。
- 5 施設は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。
- 6 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議する。
- 7 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及び家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うものとする。
- 8 施設は、入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

### (要介護認定の申請に係る援助)

- 第13条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめることとする。
- 2 施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、入所申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるように必要な援助を行う。
  - 3 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行う。

### (入退所の記録の記載)

- 第14条 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

### (保険給付の請求のための証明書の交付)

- 第15条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護老人福祉施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定介護老人福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付するものとする。

### (施設サービス計画の作成)

- 第16条 施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。
  - 3 計画担当介護支援専門員は、入所者及びその家族の希望、入所者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入所者に対する指定介護老人福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護老人福祉施設サービスの内容、指定介護老人福祉施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成する。
  - 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入所者に対して、説明し、同意を得るものとする。
  - 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、指定介護老人福祉施設サービスの提供に当る他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入所者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

### (指定介護老人福祉施設サービスの取扱方針)

- 第17条 施設は、入所者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じてその者の処遇を適切に行う。
- 2 指定介護老人福祉施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
  - 3 施設職員は、指定介護老人福祉施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行うものとする。

## 内 容

4 施設は、指定介護老人福祉施設サービスの提供に当っては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動制限する行為を行ってはならない。

5 施設は、自らその提供する指定介護老人福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

### (介護)

第18条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行うものとする。

2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭を行う。

3 施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。

4 施設は、オムツを使用せざるを得ない入所者のオムツは適切に随時取り替えるものとする。

5 施設は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。

6 施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。

7 施設は、入所者の負担により、当該指定介護老人福祉施設の職員以外の者による介護を受けさせることはできない。

8 施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備しなければならない。

### (食事の提供)

第19条 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮し適切な時間に提供する。

食事時間は、朝食 8時00分～ / 昼食 12時00分～ / 夕食 17時30分～とする。

2 食事の提供は、入所者の自立の支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう努める。

### (相談・援助)

第20条 施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

### (社会生活上の便宜の提供等)

第21条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行う。

2 施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行うものとする。

3 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

### (機能訓練)

第22条 施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

### (健康管理)

第23条 施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとるものとする。

2 施設の医師は、その行った健康管理に関し、入所者の健康手帳に必要な事項を記載する。健康手帳を有しない者に付いてはこの限りでない。

### (入所者の入院期間中の取扱)

第24条 施設は、入所者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって、明らかに長期入院の必要がないと見込まれるときは、その者及びその家族の希望を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定介護老人福祉施設に入所することができるものとする。

### (入所者に関する保険者への通知)

第25条 施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を保険者に通知するものとする。

一 正当な理由なしに指定介護老人福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

二 偽りその他の不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

### (勤務体制の確保)

第26条 施設は、入所者に適切な指定介護老人福祉施設サービスを提供できるよう、職員の勤務体制は月ごとの勤務割表を作成する。

2 施設は、当該指定介護老人福祉施設の職員によって指定介護老人福祉施設サービスを提供する。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保する。

## 内 容

### 第5章 施設の利用に当たっての留意事項

(施設の利用に当たっての留意事項等)

第27条 施設の入所者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和を努めなければならない。

- 一 火気の取扱に注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと。
- 二 建物、備品その他の器具を破損し、または持ち出さないこと。
- 三 喧嘩、口論または暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと。

2 施設長は、入居者が次の各号に該当すると認められたときは、当該入居者の市町村に対し、所定の手続きにより、サービスの中止等の措置を行うものとする。

- 一 施設の秩序を乱す行為をしたとき。
- 二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
- 三 故意にこの規定等に違反したとき。

(緊急時等の対応)

第28条 施設は、現に指定介護老人福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該医療機関との連携方法その他の緊急時における対応方法を定めておかなければならない。

2 施設は前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(事故発生時の対応)

第29条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従事者に周知徹底する体制を整備すること。
- 三 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

2 入所者に対する事故が発生した場合は、速やかに保険者、入所者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとする。

3 入所者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに講じるものとする。

### 第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第30条 施設は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知させるとともに、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

### 第7章 その他の運営に関する事項

(定員の遵守)

第31条 施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(衛生管理等)

第32条 施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする。)を1月に1回程度、定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従事者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を整備すること。

## 内 容

三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力医療機関等)

第33条 施設は、入所者の病状の急変に備えるため、あらかじめ、各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるものとする。

一 入所者の病状が急変した場合において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制、常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合において、施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、県に届け出るものとする。

3 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。

4 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。

5 施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入所させることができるように努めるものとする。

6 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(掲示)

第34条 施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所やホームページに、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第35条 施設は入所者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 施設は、居宅介護支援事業者とうに対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得るものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第36条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該指定介護老人福祉施設を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第37条 施設は、その提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 施設は、その提供した指定介護老人福祉施設サービスに関し、介護保険法第23条の規定により保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該保険者の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 施設は、その提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(地域等との連携)

第38条 施設は、その運営に当っては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

## 内 容

### (虐待防止に関する事項)

第39条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 二 虐待防止のための指針の整備
- 三 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

### (身体拘束)

第40条 施設は、入所者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

### (業務継続計画の策定等)

第41条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

### (認知症への対応力向上に向けた取り組み)

第42条 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

### (ハラスメント対策)

第43条 施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

## 第8章 会計の区分及び記録の整備

### (会計の区分)

第44条 施設は、指定介護老人福祉施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分する。

### (記録の整備)

第45条 施設は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

2 施設は、入所者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

3 第29条第3項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録。

内 容		
この規程は、平成15年 5月 8日から施行する。		
平成17年	1月	1日一部改正
平成17年	4月	1日一部改正
平成18年	4月	1日一部改正
平成21年	4月	1日一部改正
平成24年	4月	1日一部改正
平成24年	12月	1日一部改正
平成26年	4月	1日一部改正
平成26年	10月	1日一部改正
平成26年	11月	1日一部改正
平成27年	1月	1日一部改正
平成27年	2月	1日一部改正
平成27年	4月	1日一部改正
令和 2年	4月	1日一部改正
令和 4年	4月	1日一部改正
令和 6年	4月	1日一部改正